

別表

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備のうち、次のとおりとする。 (1) フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュール (2) (1)に関する付帯設備（架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線、太陽光発電設備の受変電設備等） (3) その他市長が必要と認めるもの
国補助金	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）のうちペロブスカイト太陽電池等の導入を行う事業に関する補助金
補助対象経費 ※ 1	国間接補助金の補助対象となる経費のうち、補助対象設備の設置に直接要する次の経費とする。 (1) 工事費（材料費、労務費、設置工事費、機械器具費等）、設備費（設備購入費等）、業務費（調査費等）、事務費（旅費等） (2) その他市長が必要と認めるもの
補助率	(1) 国間接補助金の補助率が3分の2の場合 6分の1 (2) 国間接補助金の補助率が4分の3の場合 8分の1
補助金の額の 算定方法 ※ 2	(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。 (2) 補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限 額	1事業当たり1,200万円とする。
交付申請書の 提出期限	国間接補助金の公募開始後の日であって、市長が別に定める日

※ 1 消費税及び地方消費税は、補助の対象外とする。

※ 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。